

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
保育士修学資金貸付等制度運営要領

**第1 要領の目的**

保育士修学資金貸付等事業に係る事務処理に関しその他必要な事項を定めるものとする。

**第2 貸付対象者について(社会福祉法人秋田県社会福祉協議会保育士修学資金貸付等制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第2関係)**

(1) 保育士修学資金貸付

貸付対象者は、次の①及び③の要件を満たす者とする。

なお、他の都道府県から同資金を重複して貸付を受けることはできない。

- ① 秋田県内の養成施設(要綱第2に規定する養成施設をいう。以下同じ。)に在学する者、秋田県外の養成施設に在学する者にあつては修学のため秋田県から転居した者
- ② 養成施設を卒業後、保育士登録を行い、秋田県の区域(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。)において要綱第7の(1)に規定する業務に従事しようとする者
- ③ 優秀な学生であつて、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者

ただし、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)の貸付対象者に係る家庭の経済状況は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であつて、養成施設に就学する者

イ 前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者であつて、養成施設に就学する者

- ・ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

- ④ 貸付対象者の選定に当たっては当該養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行うものとする。

- ⑤ 貸付申請者が生活費加算の貸付を申請する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 貸付申請者の居住地を管轄する福祉事務所等から生活保護受給証明書等の提出を求めるものとする。

イ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできない。

ウ 生活費加算のみの貸付を受けることはできない。

⑦ 要綱第7の(1)の①に規定する中高年離職者については、離職証明等の客観的判断が可能な書類で離職状況を確認することとする。

(2) 潜在保育士就職準備金貸付

① 貸付対象者は、要綱第2の(2)の①から②までの要件をいずれも満たす者として

② 要綱第2の(2)の②に規定する「保育所等」とは、次の施設又は事業とする。

ア 児童福祉法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同上第2項の規定による認可を受けたもの

ク 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設

コ 企業主導型保育事業

③ 潜在保育士就職準備金の使途は次のとおりとする。

ア 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用

イ 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料

ウ 保育所等で使用する被服費

エ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用

オ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費

- カ 申請者のこどもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- キ こどもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- ク その他、就職に必要なと認められる経費

④ 貸付の申請期間は、採用が決定した日から再就職した日の翌々月末日までとする。

### 第3 貸付期間について（実施要綱第3関係）

要綱第3の1に規定する「貸付期間」は、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めることができる。また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、要綱第3の2の（1）に掲げる額の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

### 第4 貸付金の限度について（実施要綱第3関係）

#### （1）保育士修学資金貸付

修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金その他参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、貸付金については、要綱第3の2に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

#### （2）潜在保育士就職準備金貸付

潜在保育士就職準備金は、貸付申請を踏まえ、保育所等への就職に当たって必要と認められる額を貸し付けることができるものとする。

### 第5 貸付金の交付方法について（実施要綱第5関係）

貸付金の交付は、分割又は一括で行うものとする。

### 第6 貸付契約の解除について（実施要綱第6関係）

要綱第6の1に規定する「資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったとき」は、次のいずれかに該当する場合をいう。

#### （1）保育士修学資金貸付

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑥ その他保育士貸付事業の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

#### （2）潜在保育士就職準備金貸付

- ① 退職したとき
- ② 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなると認められるとき
- ③ 死亡したとき

- ④ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑤ その他潜在保育士就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

## 第7 返還の債務の当然免除について（実施要綱第7関係）

- (1) 要綱第7の(1)に規定する「国立児童自立支援施設等」には、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含むものとする。
- (2) 要綱第7の(1)に規定する「従事先施設」とは、次のアからコの施設等とする。
  - ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、同条第3項に規定する「児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
  - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
    - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
    - ・ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
  - ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
  - エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
  - オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
  - カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
  - キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
  - ク 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同上第2項の規定による認可を受けたもの
  - ケ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
  - コ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の

認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

- i) 法第59条の2の規定により届出をした施設
  - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設
  - iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
  - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
  - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- サ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

(3) 要綱第7の(1)に規定する「過疎地域、離島及び中山間地域等」とは、次のアからコの地域等とする。

- ア 過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。）
- イ 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ウ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島）
- エ 豪雪地帯及び特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯及び同条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯）
- オ 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地）
- カ 振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村）
- キ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島）
- ク 半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域）
- ケ 特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域）
- コ 沖縄の離島（沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島）

(4) 保育士登録を行った者が要綱第7の(1)に規定する業務に従事することができなかつ

た場合であって、養成施設卒業後1年以内に要綱第7の(1)に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき要綱第7の(1)に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、要綱第7の(1)及び第8の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えることとする。

(5) 要綱第7の(1)に規定する「その他やむを得ない事由」は、例えば育児休業等により要綱第7の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であることとする。

(6) 要綱第7の(1)に規定する期間は、雇用形態が非常勤の者については次のとおりとする。

- ① 5年間 雇用日数が1,825日以上かつ業務に従事した日数が900日以上
- ② 3年間 雇用日数が1,095日以上かつ業務に従事した日数が540日以上

## 第8 返還について（実施要綱第8関係）

(1) 要綱第8に規定する会長が定める期間は、要綱第8の各号各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金の貸付けを受けた月数の2倍（生活費加算の貸付けを受けた者は4倍）に相当する期間に、入学準備金の貸付けを受けた者は8月、就職準備金の貸付けを受けた者は8月を合算した期間内（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）とし、潜在保育士就職準備金の貸付けを受けた者は8月の期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内とする。

(2) 要綱第8に規定する会長が定める金額は、年額24万円（月額2万円）以上の金額とする。

## 第9 返還の債務の裁量免除について（実施要綱第10関係）

(1) 要綱第10の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は要綱第4に規定する保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用するものとする。

また、要綱第10の(3)に規定する返還の債務の裁量免除は、本貸付事業が要綱第7の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用するものとする。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

(2) 裁量免除については、事業ごとに以下の算定方法を用いるものとする。

### ① 保育士修学資金貸付

保育士修学資金貸付の裁量免除の額は、第2の(1)の①に定める秋田県等の区域内において、要綱第7の(1)に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5（中高年離職者等については2分の3）に相当する月数で除し

て得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

就職準備金のみのお貸付けを行った場合の裁量免除の額は、秋田県等の区域内において、要綱第7の（1）に規定する業務に従事した月数を、60（中高年離職者等については36）で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

## ② 潜在保育士就職準備金貸付

裁量免除の額は、秋田県内において、要綱第7の（2）に規定する業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

## 第10 届出義務について

修学資金等の貸付を受けた者及び保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに会長に届出をしなければならない。

### （1）修学資金等の貸付を受けた者

- ① 貸付期間中の在学に関する報告、返還猶予中の就業に関する報告（毎年4月）
- ② 氏名、住所に変更があったとき
- ③ 退学、休学、停学したとき、心身の故障により就学が困難となったとき
- ④ 修学資金等の貸付を辞退しようとするとき
- ⑤ 卒業したとき、保育士の登録を行ったとき、秋田県内で業務に従事したとき
- ⑥ 勤務先、勤務地に変更があったとき
- ⑦ 休職、退職等により業務に従事しないこととなったとき
- ⑧ 死亡したとき

### （2）保証人

- ① 氏名、住所、勤務先に変更があったとき
- ② 死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するとき

## 第11 会計経理について（実施要綱第12関係）

会長は、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）に基づき、この貸付事業の会計経理を明確にすることとする。

また、当該特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、秋田県知事に報告するものとする。

## 第12 事業の廃止について（実施要綱第12関係）

本事業の目的を達成したと認められるときその他本事業を終了する必要があると国及び都道府県等が認めるときは、本事業の全部又は一部を廃止するものとする。なお、この場合における精算に当たっては、要綱第1-2-3の3の規定に基づき行うこととする。

### 第13 返還の債務の免除に係る事務手続き

修学資金等の貸付を受けた者が次の各号に該当する場合は、事務局規程第5条第11項の規定に関わらず事務局長の決裁により返還の債務の免除を決定するものとする。

(1) 要綱第7の(1)又は(2)に該当するに至ったとき

(2) 要綱第10の(1)、(2)、(3)、又は(4)に該当するに至ったとき

( 附 則 )

この要領は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

( 附 則 )

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

( 附 則 )

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

( 附 則 )

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

( 附 則 )

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和6年12月17日から適用する。ただし、令和6年12月16日以前に貸付決定された者の取扱いは、なお従前の例による。

( 附 則 )

この要領は、令和7年5月9日から施行する。

( 附 則 )

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

( 附 則 )

この要領は、令和8年4月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

( 附 則 )

この要領は、(決裁日)から施行し、改正後の第2の(2)の②のキ及び第7の(2)のクの規定は、令和7年4月1日から適用する。